

生活保護基準部会について

生活保護基準の設定の概要

- 生活保護の基準については、生活保護法に基づき厚生労働大臣が定めることとされている。

(参考)生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

- 生活扶助基準については、昭和59年度以降、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持するよう設定している。

(参考)「生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)」(昭和58年12月23日中央社会福祉審議会)(抄)

2 生活扶助基準改定方式

生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、(以下、略)

- また、生活扶助基準については、平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書における提言を受け、平成19年以降、定期的に生活扶助基準の検証を実施しており、その検証結果を踏まえて基準を定めている。

(参考)生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(平成16年12月15日)(抄)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1)評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

生活保護基準部会の設置の趣旨

- 生活保護基準部会は、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会として設置されている。
- 生活扶助基準の検証は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に実施する必要がある。

(参考)生活保護基準部会の設置について(平成23年2月10日社会保障審議会(総会)において了承)(抄)

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

- 上記の評価・検証については、生活保護において保障すべき最低生活の水準が、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであるという基本的な考え方を踏まえて行うものである。

(参考)生活扶助基準に関する検討会報告書(平成19年11月30日)(抄)

- 生活扶助基準の設定に当たっては、水準均衡方式が採用されていることから、その水準は、国民の消費実態との関係、あるいは本人の過去の消費水準との関係で相対的に決まるものと認識されている。したがって、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、これらの点を総合的にみて妥当な水準となっているかという観点から行う必要がある。